

別表第1（第2条関係）

危険老朽空家の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	(3) 床	ア 根太落ちがあるもの	10	100
			イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
		(4) 基礎 、土台、 柱又はは り	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(5) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(6) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(7) 外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				

		(8) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
		(9) 廊下、階段等	ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
			イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20	
4	排水設備	(10) 雨水	雨樋がないもの	10	10
5	耐震性	(11) 耐震基準	昭和56年5月以前に建築されているもの	50	50

備考) 各評定項目につき該当評定内容が2つ以上ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。